

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員給与条例」という。）第14条の規定に基づき、職員（交通局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された者及び企業職員給与条例第15条第2項の規定により適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第10条第1項を次のように改める。

第10条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、支給制限に係る考慮事情及び第8条第1項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 管理者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除

く。)について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

第10条第2項及び同条第3項中「第2号」を「第3号」に改める。

第11条第1項第2号中「当該退職をした者」の右に「(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項に第2号として次の1号を加える。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

第11条第3項中「第2号」を「第3号」に改める。

第13条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項から第4項」を「第1項から第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

第14条中「第2号」を「第3号」に、「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)